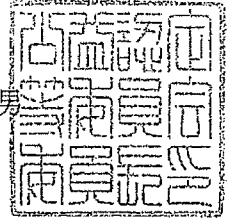


府 益 第 7 0 8 号
平成 2 5 年 3 月 1 5 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 池田 守男



答申書

平成25年3月8日付け府益担第3389号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第4項において準用する同法第5条に規定する公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A006555
2. 法人の名称：公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
3. 代表者の氏名：伊藤 博
4. 主たる事務所の所在場所
東京都千代田区岩本町二丁目6番3号
5. 公益目的事業
 - (1) <不動産に関する調査研究・情報提供活動>不動産取引の活性化並びに安全・安心な不動産取引の推進を通じた消費者保護を図るための各種調査研究及び政策提言活動並びに消費者等への情報提供活動
 - (2) <不動産取引等啓発事業>安全・安心な不動産取引を推進するための不動産に関する普及啓発事業
 - (3) <不動産に係る人材育成事業>安全、安心な不動産取引を推進するための不動産取引に係る者を対象とした人材育成事業
6. 収益事業等
 - (1) 民間企業が運営する不動産物件情報サイトへの斡旋事業
 - (2) 都道府県協会、会員事業者支援事業
 - (3) 関係団体の行う諸事業への協力
7. その他変更に係る事項
該当なし

※変更に係る事項

従前の公益目的事業(3)不動産に係る人材育成事業に新たに不動産業に係る従業者及び消費者等への教育研修・資格制度を創設する。

なお、現在、実施している不動産総合コースは、平成25年度末をもって廃止する。